

令和元年度第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会 議事録

会議の名称	令和元年度第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会
開催日時	令和元年7月29日(月) 午後1時から4時まで
開催場所	門真市立リサイクルプラザ5階 会議室(門真市深田町19番5号)
	<p>【委員】 【出席人数 5人/全5人中】</p> <p>委員長 浦邊 真郎 副委員長 宮田 秀明 委員 安田 浩章 委員 水野 知加子 委員 廣田 真紀</p> <p>【事務局】</p> <p>環境政策課長 北倉 環境政策課長補佐 上田 環境政策課主査 樋口 環境政策課 濱口</p> <p>【業務担当者】</p> <p>クリーンセンター業務課長 西口 クリーンセンター業務課長補佐 柳田 クリーンセンター施設課長 山下 クリーンセンター施設課長補佐 横山 クリーンセンター施設課長補佐 三島</p>
議題 (内容)	<p>①委員の任命及び解任について ②委員会の公開、非公開について ③要求水準書について ④入札実施方針(案)について ⑤実施要領(案)について ⑥評価基準(案)について ⑦その他について</p>
傍聴定員	一(非公開のため)
担当部署 (事務局)	(担当課名) 市民生活部 環境政策課 (電話) 06-6909-4129(直通)

北倉(事務局)	<p>定刻となりましたので、只今より令和元年度第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の進行を務めさせていただきます、環境政策課長の北倉でございます。宜しくお願ひいたします。</p> <p>本委員会は、廃棄物処理業務委託事業者の選定にあたり、適正な業務執行体制の確保と、地域社会への貢献を通じて、住民サービスの向上を図るため、総合評価一般競争入札による選定を行うことを目的に設置されたものでございます。</p> <p>本年度は、本日の第1回におきまして、要求水準書、入札実施方針(案)及び共同企業体取扱要領(案)、入札実施要領(案)及び評価基準(案)についてご審議いただいた上、入札参加者数にもよりますが、第2回及び第3回で事業者選定を行っていただき、落札候補者を選定していただく予定としております。</p> <p>それでは、まず、はじめに、お手元の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>次第に記載しておりますとおり、資料1～資料9までの資料がございますが、全てお揃いでしょうか。</p> <p>不備がございましたら事務局までお知らせください。</p> <p>それでは、本日の出席者を【資料1】委員名簿の記載順にご紹介させていただきますので、宜しくお願ひいたします。</p> <p>学識経験者として、福岡大学客員教授の浦邊 真郎(うらべしんろう)様でございます。</p> <p>同じく学識経験者として、摂南大学名誉教授の宮田 秀明(みやた ひであき)様でございます。</p> <p>弁護士として、さくら法律事務所より安田 浩章(やすだ ひろあき)様でございます。</p> <p>本市の職員といたしまして、市民生活部長の水野 知加子(みずの ちかこ)でございます。</p> <p>本市の職員といたしまして、市民生活部次長の廣田 真紀(ひろた まさき)でございます。</p> <p>続きまして、事務局をご紹介します。</p>
---------	---

	<p>門真市環境政策課長の 北倉(きたくら)でございます。</p> <p>門真市環境政策課長補佐の 上田(うえだ)でございます。</p> <p>門真市環境政策課主査の樋口(ひぐち) と 濱口(はまぐち)でございます。</p> <p>最後に、それぞれの委託業務の担当者をご紹介します。</p> <p>門真市クリーンセンター業務課長の西口(にしぐち)です。</p> <p>門真市クリーンセンター業務課長補佐の柳田(やなぎだ)です。</p> <p>門真市クリーンセンター施設課長の山下(やました)です。</p> <p>門真市クリーンセンター施設課長補佐の横山(よこやま)です。</p> <p>門真市クリーンセンター施設課長補佐の三島(みしま)です。</p> <p>本日は、宜しくお願ひいたします。</p> <p>それでは、開会に当たり委員長からひとこといただきたいと思います。</p>
委員長	<p>皆様、こんにちは。非常に暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>今回、先程ご説明もありましたように、収集業務が2つと、焼却とリサイクルがありますので、書類も相当分厚いものをお手元で今日ご審議賜らないといけないと思います。例年ですと、収集だけが大体多かったんですけど、今年は2つが重なっておりますのでタイトなスケジュールになるかと思いますが、皆様方のご協力を得まして慎重に会議を進めていきたいと思います。宜しくお願ひいたします。</p>
北倉(事務局)	<p>それでは、案件①の委員の任命及び解任について、事務局より説明させていただきます。</p> <p>【資料2】門真市附属機関に関する条例施行規則をご覧ください。</p> <p>施行規則第2条におきまして、委員は学識経験者、弁護士及び本市の職員で構成される8人以内と規定されております。</p> <p>前回までは、学識経験者2人、弁護士1人と、本市の職員3人</p>

	<p>の計 6 人の委員構成で運営してまいりましたが、本委員会の審議内容である廃棄物処理事業に係る委託事業者の選定にあたり、より環境分野の専門的な見地からの審議を図るため、環境担当の市民生活部次長を新たに委員に任命することにいたしました。</p> <p>また、本委員会の発足当初より環境担当部長、財政担当部長及び契約担当部長を委員に任命して運営してまいりましたが、予算規模や契約方針などが安定してきた為、近年は財政分野及び契約分野の見地から審議を行う場面が少なくなったことから、企画財政部長及び総務部長の 2 名を解任することといたしました。報告は以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>市の職員の構成を変更したとのことです、ご意見はござりますか。</p>
委員長	<p>市の方の委員会の構成についてのご説明は了解されたということで、次の案件に移りたいと思いますので、事務局より説明お願いします。</p>
北倉(事務局)	<p>案件②の委員会の公開、非公開について、説明させていただきます。</p> <p>【資料 3】審議会等の会議の公開に関する指針をご覧ください。</p> <p>指針第 4 条に、会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該会議に諮って行う、と規定しており、会議は透明性・公平性を確保するため、原則公開するものとされておりますが、事務事業の公正かつ適正な執行を妨げられると認められる場合は、非公開とすることができます。</p> <p>なお、非公開と決定された場合におきましても、指針第 8 条第 2 項第 1 号の規定より、会議終了後 2 週間を目途に議事の要旨を</p>

	作成、公表し、すべての審議事項が終了後、会議録は公開しなければなりません。説明は以上です。
委員長	過去の例に鑑みますと、公平性を確保するため、非公開としてきましたが、今回について皆さん、ご意見はござりますか。
委員一同	(異議なしの声あり)
委員長	<p>それでは、本委員会は非公開とし、2週間以内に議事録の要旨を作成、公開し、すべての審議事項が終了後、会議録を公開するものと決します。</p> <p>手続きや議事録作成等は事務局で対応してください。</p> <p>次の案件に移ります。</p> <p>案件③の要求水準書及び発注仕様書について、事務局より説明をお願いします。</p>
北倉(事務局)	はい。案件③につきましては、それぞれの業務の担当者より説明をいたします。
西口(担当課)	<p>ごみ収集業務のご説明を担当します、門真市クリーンセンター業務課の西口です。資料に沿って順にご説明いたしますので、</p> <p>【資料4A及び4B】要求水準書をご覧ください</p> <p>一般ごみ等収集業務委託⑭及び⑮につきまして、ご説明させていただきます。まず、今回の一般ごみ等収集業務委託につきましては、平成27年4月より5年間契約締結をしておりました一般ごみ等収集業務委託⑦及び⑧各2台分の契約期間満了に伴い⑭及び⑮の委託契約を締結するものであります。</p> <p>なお、一般ごみ等収集業務委託⑭につきましては、市直営分の1台分の減車に伴い、契約台数を2台から3台に増車しての契約となります。</p> <p>それでは、要求水準書(案)について説明いたします。</p>

第1条では、目的として一般廃棄物を適正に処理するため、門真市一般廃棄物処理計画に基づき、家庭系の一般廃棄物等を収集・運搬することを

第2条では、本要求水準書の適用範囲及び委託業務履行に際し、関係法令を遵守することを記載しております。

第3条から第6条では、契約締結にあたり、実際の作業についての責任者の届け出や搬入場所の指定及び年間収集計画に伴う収集区域や収集内容等の事前準備について記載しております。

第7条では、契約金額の変更や委託料の支払いについて記載しております。

第8条及び第9条では、業務内容や緊急時の収集体制及び事務所等の立地条件について記載しております。

第10条及び第11条では、契約締結後の書類及び業務に伴う書類の提出義務や保険加入及び車両の仕様や装備する機材について

第12条では、収集日の変更や自然災害時の措置等について記載しております。また、大災害を想定して一般家庭や避難所から排出されたごみを迅速に処理することを目的として、契約時に、災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定書を締結する旨を記載しております。

第13条から第15条では、収集コースの指定や収集方法及び搬入場所の指定、計量方法について

第16条では、発注者による完了検査の実施について記載しております。

第17条及び第18条では、主に、受注者の責務について記載しております。

第19条では、本業務の再委託の禁止及び門真市個人情報保護条例等の遵守等を

第20条では、本要求水準書に疑義が生じた場合の解決方法について記載しております。

以上が要求水準書(案)の説明でございます。

委員長	それでは、ごみ収集業務の要求水準書の説明について、質問やご意見はありますか。
委員長	ほとんど変わっていないですね。
西口(担当課)	はい。昨年と同様でございます。
委員長	それでは、収集については、例年どおりいきたいと思います。 次に、清掃施設の運転維持管理事業業務と更新工事について説明してください。
横山(担当課)	<p>清掃施設の運転維持管理事業業務と更新工事についてご説明を担当します、門真市クリーンセンター施設課の横山です。資料に沿って順にご説明いたしますので、【資料4C】要求水準書と【資料4D】発注仕様書をご覧ください。</p> <p>清掃施設運転維持管理事業(2)の内容をご説明します。本事業の内容は、包括的な業務委託と更新工事でありまして、お手元に配付のとおり、業務委託に関する仕様は要求水準書、更新工事に関する仕様は発注仕様書となっております。清掃施設につきましては、平成27年度から令和元年度までの5年間において本事業を履行中ですが、令和元年度末をもって期間が満了することから、新たに本事業を実施するものです。</p> <p>まずは、清掃施設の現状についてご説明します。要求水準書7ページの表10施設概要をご覧ください。清掃施設は、ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設があります。</p> <p>ごみ焼却施設は、4号炉、5号炉の2炉です。まず、4号炉は、平成元年3月に竣工し、現在30年が経過しています。</p> <p>なお、平成13年から14年度にかけてダイオキシン類排出削減対策工事を実施した関係で、公称能力は日量144tですが、現在の処理能力は日量約110tです。</p> <p>次に、5号炉は、平成8年3月に竣工し、現在23年が経過して</p>

います。公称能力は日量156 t 处理可能ですが、現状としては日量約140 t を処理しています。

粗大ごみ処理施設は、4号炉と同じく平成元年3月に竣工し、現在30年が経過しています。公称能力は5時間で30 t 处理可能ですが、現状としては日量約10 t ~15 t を処理しています。

以上が清掃施設における現状です。

次に、業務委託の概要についてご説明します。3ページの2業務概要をご覧ください。本業務は、発注者が門真市クリーンセンターに搬入された一般廃棄物を本施設で適正に処理を行うための運転管理及び維持管理を含めた包括的な業務を受注者に委託するものです。

次に、2) 本業務の委託期間についてご説明します。

(1)の業務準備期間は、契約締結日から令和2年3月31日までで、既存受注者から円滑に業務を引継ぐ期間です。

(2)の乖離請求期間は、令和2年4月1日から令和2年9月30日まで、受注者が本施設に係る要求水準書の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、費用負担等を発注者に請求できる期間です。

(3)の運営対象期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までで、受注者が本業務を行う期間です。

(4)の業務期間は、契約締結日から令和4年3月31日までです。

なお、現在履行中の業務委託の期間は5年間ですが、今回発注する業務委託は、2年間で実施いたします。その理由につきましては、責任所在の明確化及び工程調整等の関係上、令和4年1月から予定しているごみ焼却施設等の延命化工事と令和4年4月からの業務委託の業者を同一とするため、令和2年度からの委託期間を2年間とするものです。

4ページからは、3) 基本的な事業条件として、ごみ焼却施設のごみの処理量・ごみ質、平成29年度の稼働実績を記載しています。なお、平成29年度の稼働実績は、5号炉で稼働日数が242日、4号炉で稼働日数が118日がありました。

11ページの4. 業務範囲、1) 受注者の業務範囲をご覧ください。まず、(1)の本業務の準備等では、業務準備期間中に要求水準書に基づき、運営管理の基本理念及び業務実施計画書などを作成することや、学習計画書を作成し、それをもとに業務内容の習熟を図り、運営期間開始日から完全な引継ぎが行える体制とすることなどを記載しています。

12ページの(2)の運転管理業務をご覧ください。①のごみ焼却施設運転管理業務は、ごみ焼却炉4号炉、5号炉の運転管理業務体制、24時間2交替、4班体制のうち、発注者が指定する2班分の勤務割り当て時間における業務です。なお、残り2班は直営となっております。具体的な内容は、下の囲みの中に記載のとおりです。

②の集じん灰安定化装置運転管理業務は、ごみ焼却施設から発生する飛灰を重金属等が溶出しないよう化学的に安定した状態にするため、重金属固定剤、液体キレート処理により混練し、適切に貯留する業務で、具体的な内容は、下の囲みに記載のとおりです。

③の粗大ごみ処理施設運転管理業務は、粗大ごみ等を破碎し、不燃物、金属類、可燃物に分類し、適正に処理する業務で、具体的な内容は、下の囲みの中に記載のとおりです。

13ページの④の粗大ごみ類前処理業務は、粗大ごみ、小型ごみ等には様々な品目や危険物等が大量に含まれているため、破碎処理前にクリーンセンター内にて選別業務を行います。具体的な内容は、ア)～ウ)に記載のとおりですが、ア)粗大ごみ類処理・処分の前処理業務の具体的な内容を記載しています下の囲みをご覧ください。下から2つ目に、事業系の資源ごみ等の計量・運搬を今回新たに追加しています。その理由につきましては、事業系一般廃棄物、資源ごみ等の適正な分別を促進するためです。

14ページの(3)の維持管理業務についてご説明します。維持管理業務につきましては、ごみ焼却施設等の健全で円滑な運営を継続し、維持管理に必要な補修業務、保全業務、公害監視機器管理業

務などです。

15ページの①の補修業務は、34ページから44ページに記載の別紙①指定補修計画書の補修箇所、整備内容に基づき実施します。

なお、参考としまして45ページから55ページに補修履歴等を記載しています。

②の保全業務の具体的な内容は、下の囲みの中に記載のとおりです。

③の公害監視機器管理業務は、16ページの表17に示す現在使用している公害監視機器の点検及び部品等の交換などです。表18に示す公害監視機器については、令和2年度に計量検定を受検するものです。

④のゴンドラ保守点検業務は、ゴンドラの保守・点検等を行い、⑤の防火・防災管理業務は、受注者は防火・防災管理業務として、機器故障時対応マニュアルなどの作成や、自主防火・防災組織の整備等の防災体制の構築などを行います。

17ページの(4)のその他の業務につきましては、①情報管理業務、②支援業務、③備品・貸与品の管理業務、④官庁等への届出等に伴う資料作成業務、⑤各種協議会への出席等、⑥処理不適物の保管業務、⑦事業活動に伴い発生する廃棄物の処理業務、⑧本業務遂行上必要とされる業務、⑨更新等の計画における支援業務です。

18ページの(5)引継ぎに関する業務の具体的な内容は、下の囲みの中に記載のとおりです。

19ページの2)の発注者の業務範囲についてご説明します。(1)のごみ焼却施設運転管理業務は、ごみ焼却炉4号炉、5号炉の運転管理業務体制、24時間2交替、4班体制のうち、発注者、いわゆる直営2班分の業務で、具体的な内容は下の囲みに記載のとおりです。その他としては、(2)焼却灰の搬出、処分、(3)処理不適物の搬出、処理、処分、(4)本業務の実施状況の監視です。

20ページの3)リスク分担は、業務の実施において潜在する様々なリスクを抽出し、発注者及び受注者の分担を予め明確化す

るため、今回新たに追加しています。

21ページからの4) 費用負担は、発注者の負担及び受注者の負担について、それぞれ記載しています。

23ページの5運営管理に関する要件等をご覧ください。1)の基本的な事項では、(1)機能維持のための検査、(2)実績報告書の保存を、2) 本施設に係る要件では、(1)受入供給設備、(2)焼却設備、(3)排水処理設備、(4)排ガス処理設備、(5)焼却灰等、(6)作業環境管理、(7)業務従事者の安全衛生管理をそれぞれ記載しています。

25ページの3) 遵守事項では、(1)関係法令等の遵守として①～⑫に具体的な法令を記載し、(2)許認可等として許認可、報告、届出を記載しています。4)運営管理業務のための人員等では、有資格者及び人員の確保、統括責任者・副統括責任者・班長の配置、地元雇用、教育・訓練、必要な能力及び能力不足の場合の対応などをそれぞれ記載しています。

なお、26ページに記載の統括責任者、副統括責任者及び班長については、ごみ処理施設や担当業務での実務経験が5年以上の者を配置することを今回新たに追加しています。その理由は、一定の実務経験を有する管理・指導者を配置し、施設の安定稼働を図るためです。参考として、27ページに表19運営管理業務の人員配置実績を、表20運転管理業務等必要資格をそれぞれ記載しています。また、28ページに5) 監督職員及び検査等、6) 特定部品の使用、7) 保安及び盗難防止、8) 保険の加入をそれぞれ記載しています。

29ページからは環境に係る各種基準等を、33ページには運営期間終了時における本施設の要求水準をそれぞれ記載しています。これまでご説明しました内容は、清掃施設の基本性能を発揮させるとともに、その安全性を確保しつつ、効率的、一体的な運営を行うことを目的としています。以上が業務委託の概要です。

次に、これまでの説明内容と重複いたしますが、現在履行中の業務委託と今回発注する業務委託との変更点についてご説明しま

す。主な変更点は4点です。

1点目は、現業務委託の期間は5年間ですが、今回発注を行う業務委託は、要求水準書の3ページに記載のとおり2年間で実施いたします。その理由については、責任所在の明確化及び工程調整等の関係上、令和4年1月から予定しているごみ焼却施設等の延命化工事と令和4年4月からの業務委託の業者を同一とするため、令和2年度からの委託期間を2年間とするものです。

2点目は、事業系一般廃棄物、資源ごみ等の適正な分別を促進するため、13ページのア) 粗大ごみ類処理・処分の前処理業務の中に事業系の資源ごみ等の計量・運搬を追加しています。

3点目は、業務の実施において潜在する様々なリスクを抽出し、発注者及び受注者の分担を予め明確化するため、20ページに「リスク分担」を追加しています。

4点目は、一定の実務経験を有する管理・指導者を配置し、施設の安定稼働を図るため、26ページに統括責任者、副統括責任者及び班長については、ごみ処理施設や担当業務での実務経験が5年以上の者の配置することを追記しています。

以上が現在履行中の業務委託と今回発注する業務委託との変更点です。

次に、更新工事の概要についてご説明します。発注仕様書24ページの第2章工事仕様をご覧ください。更新工事については、老朽化が進む施設の安定稼働に向け、通常の定期整備等では実施することが困難である主要設備、機器の更新による性能維持上必要な工事を実施します。更新工事は、令和2年度に4件、令和3年度に4件の計8件を実施します。

25ページをご覧ください。ここからはそれぞれの工事概要についてご説明します。

1件目は、25ページに記載の4号炉焼却設備乾燥段、燃焼上段・下段左右側壁及び段落部耐火材更新です。設備概要ですが、焼却炉本体は、ごみを完全燃焼させるとともに、燃焼に伴い発生する熱を断熱する構造です。炉壁体は高温に耐える耐火・断熱材

で造られており、炉外への燃焼ガスの漏出、炉内への空気の侵入がないような密閉構造となっています。炉本体は鉄骨構造の骨格からなり、炉を構成する耐火材、保温材、ストーカ等を支えるとともに、耐震強さと熱応力に耐える強さが必要です。また、鋼板は炉周囲に巡らされ、炉内の気密性を確保する一方、鉄骨材と溶接接合され、炉全体の強さを高めています。

2件目は、5号炉薬剤定量供給機更新です。設備概要ですが、焼却炉からの排ガス中の有害ガス除去のために吹き込まれる薬剤(助剤、消石灰)を減温反応塔出口のノズルよりガス中に消石灰を吹き込み、排ガス中の有害ガス・HCl、SO₂と充分な混合を行い、有害ガスの除去効果をあげています。消石灰の吹き込み量は、煙突入口に設けられたHCl計の濃度により、設定値になるように切り出し、回転数を制御しています。

3件目は、27ページに記載の5号炉ガス冷却塔角丸部耐火材更新です。設備概要ですが、ガス冷却塔は焼却炉の上部に位置し、約900°Cの燃焼ガスに水を霧状に噴霧し、約500°Cに冷却する設備です。ガス冷却塔下部は二次空気の吹き込みにより未燃ガスを再燃焼する箇所にあたり、クリンカの付着や耐火材の損傷が激しい場所です。

4件目は、27ページに記載の5号炉誘引通風機、軸受、モータ、油圧クラッチ更新です。設備概要ですが、誘引通風機はごみ焼却した燃焼排ガスを煙突を通じて大気に放出させるにあたり、必要となる通風力をもたせる目的で設置し、炉内圧制御を行うごみ焼却炉の主たる設備です。炉内圧制御は、誘引通風機入口にある入口ダンパの開閉及び油圧クラッチによる回転数制御で行っています。

5件目は、29ページに記載の4号炉ダスト搬送コンベヤ(No. 1～5)更新です。設備概要ですが、ダスト搬送コンベヤは、余熱利用空気加熱器・冷却用、燃焼用空気予熱器・減温塔・ろ過式集じん器から搬出されるダストを4号炉ダスト貯留槽へ搬送するチーンコンベヤです。

	<p>6件目は、33ページに記載の5号炉炉下ダンパ・炉下コンベヤ更新です。設備概要ですが、炉下ダンパは、各ストーカグレードの隙間より落下する焼却灰を、灰シート及び炉下ダンパを経て炉下コンベヤに至ります。灰シートと炉下コンベヤを接続する炉下ダンパはダブルフラップ構造であり、タイマーにより上下2段のフラップが交互に開閉し、ダクト構造の炉下コンベヤを流れる空気を灰シートに漏入させないようにするとともに、焼却灰を炉下コンベヤへ落とします。炉下コンベヤは、ダブルショートリンクチェーン駆動のライトコンベヤで、各ストーカから落下する焼却灰を密閉状態で灰押出機まで移送する設備です。</p> <p>7件目は、35ページに記載の5号炉ダスト搬送コンベヤ(No.1)更新です。設備概要ですが、No.1ダスト搬送コンベヤは、減温反応塔の下部から排出されるダストをNo.2～No.4ダスト搬送コンベヤへ搬送し、搬出されたダストは薬剤処理により無害化処理を行った後ダストピットに一時貯留します。</p> <p>8件目は、37ページに記載の5号炉ダスト貯留槽定量供給機更新です。設備概要ですが、5号炉ダスト貯留槽定量供給機は、ダスト貯留槽下部より受け入れた紛体を、連続的にループコンベヤを半周通過し、出口より排出されます。通過中の紛体重量はロードセルにより検出され、同時に検出されたループコンベヤの回転数と乗算されたものが重量流量信号として発信されます。</p> <p>以上が更新工事の概要です。説明は以上です。</p>
委員長	それでは、清掃施設の運転維持管理事業業務と更新工事の要求水準書と発注仕様書の説明について、質問やご意見はありますか。
副委員長	【資料4C】の4ページに表3がありまして、3年間のうちでごみ質の場合は、平成29年度の灰分がかなり少ないですが、ばらつきとか結構あるんですか。

横山(担当課)	そうですね。ごみ質を検査した時の状態によって、多かつたり少なかつたりします。
副委員長	平均じゃなしに、ある一時の時のデータになるのですか。
横山(担当課)	もちろん、ごみ質の検査を何回か行っているんですけども、その時の平均になるんですけど、やはりごみ質の検査なので、どこのポイントを取ったかによって、だいぶばらつきは出てきます。
副委員長	年に何回か、となるので、どうしてもばらつきが出る。
横山(担当課)	はい。取った箇所にもよります。ごみなので、どうしても均一な成分ではありませんので、灰分の多いところを取ったり、逆に少ないところがあつたりとか出てきます。
委員②	令和4年から延命化工事をなさるということなんですが、延命化工事と今回の更新工事というのは違う工事なんですよね。
横山(担当課)	延命化工事自体が、大規模リニューアルみたいな工事でありますし、今回の包括委託内の工事が一部分の更新工事であるところが、延命化工事は、もう少し大きい規模の工事になりまして、どうしてもこの期間では出来なくて、別に期間をとって大規模に工事を行います。
委員②	延命化工事は、大規模なものなので今すぐは出来ないので令和4年からやります。今、ご説明をいただいたのは、今すぐにやらないとまずい工事なので、小規模なかどうか分からぬんですけど、とにかく今やらざるを得ない工事なんだと、こういうご主旨ですか。
山下(担当課)	はい。

委員①	<p>今回、更新工事の発注仕様書ですが、工事8件ということでお伺いしたんですけども、今出している5年間では、更新工事は、いくらぐらいあって、8件になりますけども、これは増えたとか、減ったとか、その辺りの説明は出来ますか。</p>
山下(担当課)	<p>過去5年間ですね。27年度からなんですが、元々、包括内の更新工事27年度から順番に言わせていただきます。</p> <p>平成27年度が2件、28年度が6件、29年度が2件、30年度が1件、令和元年度が1件です。それと後、包括外更新工事等もございまして、こちら当初予定していたよりも、不具合が出てきました工事なんですけども、27年度が5件、28年度4件、29年度4件、30年度が5件、令和元年度が7件となっております</p>
委員①	<p>ありがとうございます。</p>
山下(担当課)	<p>全部でこの5年間で包括内更新工事、包括外併せまして、37件出てきています。</p>
委員①	<p>特に5年間で多いというわけではないんですね。</p>
山下(担当課)	<p>そうですね。ごみ焼却施設といわれるのが、大体20年から25年が寿命といわれております、優に当市の施設は越えておりまして、かなり更新工事が出てきている状況です。</p> <p>令和4年1月から予定しております更新工事では、CO₂を3%以上削減しないと交付金を貰えないんですけど、その交付金を活用しまして、大規模な改修工事を実施して参りたいと考えております。</p>
副委員長	<p>以前にこういう更新工事をする時に、メーカー特有の、メーカーしか入手出来ないような、今回の場合は、一般的にはどこから</p>

	<p>でも入手出来るような部品が多いんですか。</p> <p>いろいろ工事をしていく段階で、嫌がらせじゃないんですけど、メーカー出さないとかですね。大体こういうふうに入っているものの自体は一般的にどこからでも入手可能な、それが難しい部品もやはりいくつかあるんですか。</p>
横山(担当課)	<p>どうしても部品同士の相性というのがありますので、同等品であってもぴったりくる場合と、オーダーメイドの部分でないと上手くいかない部分も出てきますので、今後、受注された業者さんがどのように対応されるかというところになるんですけども。</p>
副委員長	<p>そこら辺のところは、はつきり言いにくいでですか。</p> <p>受注はしたけれども、なかなか嫌がらせをされて入らないとかそういうこともあるんですかね。</p>
横山(担当課)	<p>基本、機械ものは、ほぼオーダーに近いところがあるんです。電気の部分に関しては、やや共用よりというかオーダーでなくともいけなくはないところもあるんですけども、どうしても機械ものは合うように作るというところがありますので、その兼ね合いの問題がどうしても出てきます。</p>
副委員長	<p>今まで特別にそういう、そのメーカーじゃないと、はつきり分からんんですけども、それが入札されてとれて、運営したけどちゃんと不具合なしにって、そういう例もあるわけですか。</p>
山下(担当課)	<p>16ページ【材料及び機器】に既存設備仕様と同等以上のものということで書かしていただいておりまして、同等以上の品質が保たれているのであれば、特にメーカーは問いません。</p>
委員長	<p>基本的には、清掃施設等で事業者の選定をする場合は、競争性があるということで複数者が入札にあることが望ましいですね。</p>

	特に更新工事の方は、過去からもやってこられているというか、毎年やられているんですが、この更新工事は、今までどういう格好で入札等されていたのですか。この2年間だけではなくて、過去、先ほど25年とか26年とか言っていて、更新工事といつても、やはり随意契約ではなくて、入札はされているんですか。
山下(担当課)	ほとんどが随意契約となっております。日々の稼働計画であったりとか、今、請け負っている業務委託の業者の方が、うちの設備に精通しておりますので、ほとんどが随意契約となっております。
委員長	今回は、随意契約ではなくて、入札に複数者が応募できるような格好でするんですか。それとも、業務委託と一緒に請けるような格好にするのですか。
山下(担当課)	今回は、同一の業者を選んでいく形になります
委員長	この【4C】と【4D】は同じ事業者で請けてくれということですかね。
山下(担当課)	はい。業務委託も更新工事も委託事業という格好で、パックで同一業者にやっていただきたいと思っております。
委員長	業務委託だけは出来るけど、更新工事はなかなか出来ないというところは、参加出来ないと思ったらいいんですね。
山下(担当課)	そうですね。セットで発注いたしますので。
委員長	過去は、どちらかいうと更新工事は随意契約に近い格好にしていたんで、どういうふうになるか分からぬですね。

山下(担当課)	この業務委託と更新工事をセットで発注させていただきましたのが、現行の分で平成27年度からの分です。その時の理由としましては、包括委託と更新工事の間では密接な関係がございまして、稼働計画上切り離して発注することは困難であるということをさせていただいております。
委員①	言い方変えますけど、外だしの工事8つ持ってはりますけども、これは十分競争性があって、複数の業者も出るという認識でよろしいんですよね。
山下(担当課)	今回、包括内工事で8件です。
委員①	ですよね。それは競争性があるかどうかというところで問題ないということでおいんですね。
山下(担当課)	はい。今回、総合評価で業者さんを選んでいただきますので、業務委託とセットでという形です。 ただ、今後この2年間の間で、もし包括外で工事が出てきた場合は、また随意契約をするか、一般競争入札するかを検討していきたいと思っております。 例えば、30年度に投入扉の制御関係の工事をしたのですが、その時は、一般競争入札でさせていただいていますし、現行の5年間の間でも煙突の内塗装工事とかは、外だしで工事をさせていただいています。
委員長	先ほど説明があったように、2年後には長期包括というよりは延命化が控えているので、この2年間は、業務委託と更新工事を統括して業務委託の1本の契約にしたいということですね。
山下(担当課)	はい。

委員長	<p>一番心配しているのは、先ほど説明があったように、工事の場合は、どちらかというと随意契約に近い、非常に機械のマッチングも難しいので、随意契約に近いのも含んで統括するということは、どっちかというと絞り込んでいるんじゃないかな、不公平じゃないかとか文句がでないと有り難いんですけど。</p> <p>例えば、この両方に参加出来そうな、門真市さんの方に指名願いを出している業者というのは、複数あるんですか。</p>
横山(担当課)	複数はあります。
委員長	<p>あるんですね。それだったらこれで変更ない。</p> <p>前回、5年前はどうでしたか。業務委託の方には、複数者あつたんでしたっけ。</p>
山下(担当課)	5年前は2者ありました。
委員長	2者あったんですよね。確かね。今回もそうなってくれれば。
山下(担当課)	前回2者、いずれも共同企業体で手を挙げてくれました。やはり、運転維持管理しか強みがないところと、工事に強みがあるところと手を組んだら十分に出来ると思います。
委員長	競争性が担保出来るような仕様書にはなっていると思っていたら良いということですね。
副委員長	<p>2者出てこないと入札できない訳ですよね。更新工事の方は、なかなか決まって1者ぐらいしかないと。2者以上あると良いんですがね。</p> <p>確か5年ほど前は、共同事業体ともう1つということですね。</p>
山下(担当課)	現行の分の時は、2者で、その前は3者です。

副委員長	作業にあたって、労働衛生環境の中でダイオキシンの測定とかいうような、汚染のあるような人の場合に、検査をする方がいいと書いてあるんですかね。しなければいけないじやなしに、する方がいい。するんだったらというようなことで【4C】24ページ(7)の安全衛生と書いてあるところに、本施設において、ダイオキシン類に暴露される恐れのある業務従事者に対しては、血中ダイオキシン類濃度の測定等を実施するなど十分な配慮を行うということで、従来されているところでは、灰を取り扱うとか、ここで意味することは、作業のところでは、こうしなさいよじやなしに、少なくとも自分で考えて任せることですかね。
横山(担当課)	どうしても、クリンカ除去とか作業の中にあるので、いくらマスクを被っているとはいえ、少量なり暴露はするので。
副委員長	そういう所の人で、恐れがあるということでは、こういうような所の人は測るようにしておいてくださいというようなことは業者任せの考え方なので、少し何かこういう作業の時は、というふうに決めてしまうかですね。大体、清掃作業者の中でも、そういう所の人は年1回測るとかいうことになったと思うんですけどね。この文章だけだと、何となしに委託した所の考え方があわせて、測る、測らないは自由だというような感じに読みとれないともないので。
山下(担当課)	はい。ここは具体的に書いていきたいと思っております。
横山(担当課)	こちらが絞り込んでしまって、例えばイレギュラーで炉内の溶接をしてたりもあるんです。こちらが想定していないことに対して作業が起こった時に、仮に限定して書いてしまったら漏れがないかなというのがあります、もちろん業者さんなんで、私たちよりも色んな作業をされているわけなんです。クリンカ除去ぐら

	いでしたら想像はつくんですけども、炉内の溶接したりとか、ちょっとした補修でしたら直接されたりしていますので、そういう段階でこちらが想定していないことに対して暴露状況が起こった場合を書ききれない恐れが出てきますので。
副委員長	指導というのは、出来ないんですか。大体そんなんする時はある程度何かこちらの方にもあるわけですね、どうしますというの。そういう時に決めて伝えるようなことがあったらちゃんとそれはそれで対処するように。まあそこらへんどうなるか分かりませんけども、ケースバイケースになることもあるし、恒常的になる仕事の場合はもう決まっていますけどね。
委員②	更新工事の発注仕様書の方なんですけど、19ページに保証期間というのがあるんですけど。保証期間の期限というのは、包括事業期限内ということですか。
山下(担当課)	保証期間なんですけど、包括事業期間内なんですが、最終年度の分につきましては1年間みておりますので、プラス1年間みております。今回2年間の包括委託なんですが、令和2年度と令和3年です。令和4年度も1年間みております。 ただし書きのところが、令和5(2023)年3月31日とする。これは、令和4年度を指しております、2年間プラス1年ということです。
委員②	2年間であれば、点検とか部品の交換はしなさいよと。
山下(担当課)	はい。後、プラス1年をみております。
委員②	最終年度に更新したものについては、プラス1年ですかね。
山下(担当課)	はい。今回でしたら、令和2年度・令和3年度ですので、令和

	3年度の分については、令和4年度までみて下さいという書き方をさせていただきました。
委員②	<p>例えば、それ以降4年目・5年目とかに不具合が見つかりましたとなっても知りませんよという扱いですか。</p> <p>なんとなく短いような感じがしたんですけど。大体いつもこれぐらいの期間ですか。</p>
山下(担当課)	はい。これまで行ってきた更新工事も、プラス1年でやってきております。
副委員長	排ガスのところに、目標値というのが別箇に書いてありますね。基準値があって、目標値というのは、門真市として出来るだけそこに近づけて欲しいというような意味で、基準値をクリアすれば特段問題ないんだけれども、さらにという、そこら辺のことは一応書いてあって差がありますよね。そういう所は、何か評価するとかいうことがあるのですか。目標値というのが、わざわざ書いてあるので、基準値よりも低い値になっていますよね。そうすると、考え方としては、少なくとも限りなく目標値の方にだけでも、基準値の決められた数字を切っていれば、それはそれなりにいいですよと、その辺の目標値と基準値の関係がどういうようなことを読み取ればいいのかなと。
横山(担当課)	基準値は、法で定められた最低限の値で、目標値というのが、こういう施設なので大気汚染防止法で大阪府の方に届け出る必要があります。その中で、設備の排出口の高さとか、そういったものから換算した換算値を目標値にしているんですけども、厳しくなります。実際、法さえ満たしていたら問題はないんです。ただ、より厳しい値をクリア出来た方が、大気汚染物質も排出が少なくなりますので、そう理由でいうと、出来るだけ目標値の方も達成して下さいねということです。

副委員長	達成しなければいけないということではないんですね。
横山(担当課)	いけないわけではないです。いけないのは法律の基準値の方なんで。
副委員長	目標値というと必ずクリアしなければならないのかというそちら辺の意味合いがはっきりしなくて、目標値という意味合いが、基準値と目標値があった時に、目標値というのは、門真市としては少なくともそこはやって下さいというのか、基準値切っていたら良いけども、出来るだけ避けて下さいという意味なのか、どっちになるのか。
横山(担当課)	出来るだけ守って下さい。出来るだけやってください。もし超えても法律の基準値をカバーしていたらセーフですと。
副委員長	何かその数値のところに、目標値の意味合いとはどこかに書いてありますかね。いくつかの項目にそんな目標というのが出てきたので、途中の文章でその目標とは何かなというのがちょっとね。
横山(担当課)	届出上の設定値みたいなところがありますので、出来たら守っていただきたいというのがあるんですけども、細かい説明までは、すみません書いていないです。
副委員長	例えばこういう【4 C】29ページの下に【表23 热灼減量に係る基準】というのがありますね。10%以下ですけども、目標は3%以下と書いていますね。それがそうなった場合、極力目標値を守ってほしいっていうのがどこかに書いてあるんですかね。文章の中に基準値と目標値があった場合にどっちを守ればいいんですかね。

横山(担当課)	守らないといけないのは、基準値の方なんですけど、目標値も出来るだけ達成するようにしてくださいという意味合いなんですけど書いてないです。
副委員長	JESCOなんかの場合やつたら目標値だけ。その目標値をオーバーすることが駄目だというので、目標値っていうのは、自分の所で決めた基準値にしているんですよ。
委員長	自主規制値みたいなね。
副委員長	はい。より厳しくね。そして、それをクリアしないと駄目だという、所謂そこの施設の基準値という意味合いを使っているところが多いんですよ。 ここに、基準値と目標値があるので、その目標値が基準値じゃなくて、基準値を守れば目標値は出来るだけそこに近付けるようになるのかですね。どこかで分かるようでしたら。 いくつか、他の排水のところにもあったような気がしたんすけれども、そんなことがあるので、目標値はどういう意味をもつているのか。
山下(担当課)	意味合いとしましては、例えば、熱灼減量のところなんですけども、国基準値は10%以下で、括弧書きで、目標値3%以下と書かせていただいているんですが、受注者に対しては目標値の3%以下にしなさいという意味で記載させていただいております。
副委員長	そうですか。そう書けば、そういう意味になっているんですか。
山下(担当課)	はい。

副委員長	国の基準と門真市の基準と両方あるということですね。
山下(担当課)	そうですね。
副委員長	門真市の基準だけにしていたらいいのでは。それだったら、その方がすっきりして、3%にして欲しいのであれば、参考として国の基準は10%あるけども、門真市としては3%が基準になっていきますというようなことの方が業者も分かりやすいかなと思いましたりはするんですけど。そういう意味でしたらね。
山下(担当課)	例えば、上の表の21なんですけども、窒素酸化物なんですが、4号炉120ppm以下であったり、5号炉50ppm以下と書かせてもらっているんですが、これはあくまでも当該施設の管理基準値でありまして、国の方は250ppmになります。
副委員長	そしたら、それと同じような感じの方がいいことないですか。
山下(担当課)	そうですね。灼熱燃料に係る目標基準とかそういった形で。
副委員長	上方で変えられているんでしたら、上方でも同じような形で国の基準があって、門真市の目標値があってという書き方をしていたら別なんですけども、上も変えられていたら下も変えていただいて。
山下(担当課)	こちら変更させていただきます。
上田(事務局)	では、一旦、時間もきましたので、リサイクルの方に。
山下(担当課)	すみません。この機会に訂正とお詫びをしたいと思っております。
	業務委託の要求水準書の【資料4C】26ページですが、先ほど説

明しましたとおり、統括責任者、副統括責任者、班長については、ごみ焼却施設や担当業務というのを実務経験5年以上の者を配置、ということで、括弧書きで記載させていただいているんですけど、統括責任者のところ括弧書きが抜けておりまして、この場で訂正させていただきたいと思っております。上から5行目になるんですが、③運営に係る組織として、技術管理者を統括責任者として配置なんんですけど、この統括責任者の後に、ごみ焼却施設での実務経験が5年以上の者という形で訂正させていただきたいと思います。

それと、目次のところなんですが、例えば【1 一般的事項】1ページと付番されているんですけども、当初、目次を作った時、目次の部分には付番しておりませんで、一般的事項から1番という形で順次ふっていったんです。目次のところに、今、ページ数が入っている関係上ずれが起こっておりますので、精査させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

申し訳ありません。

委員長

今、訂正等から基本的な自主規制値っていうか、目標値等を変えていただいて、それ以外に何かご注意いただくことはありますでしょうか。

【意見集約】

委員長

よろしいですか。こういうことで。

ちょっとだけ気になったのが、今回は業務委託と更新工事が一緒だということの2つ揃ってやるということなんんですけど、深く見て34ページ以降にはこの指定補修計画書というのが業務委託の、これは参考にこういうのがあるんで維持管理というかやってくださいと。

Dの方には、工事の内容的な、更新工事が何をするか、あったんですけど、統括的に見てこの資料どっちかっていうと別紙1とかは、Dの方に入っていた方が分かりやすいかなという気はする

	んですけども。まあ両方一緒の所が受けて一括的にするので、分かると言ったら分かるんですかね。
山下(担当課)	要求水準書の34ページに書いております、指定補修計画書なんですが、こちら業務委託の中の小規模の補修になっておりまして、更新工事は大規模な工事をするんで。
委員長	<p>補修の内容では、過去の補修の【別紙2】も過去の補修はこういうふうになっているんで、令和2年、3年はこういうのがあって補修しますという話になっているんですね。</p> <p>更新工事については、特に過去はこういう事をしたよというのは載っていなくて、こういう内容だけを少しつていうだけで、分かるんだったら、いいんでしょうね。分かりました。</p> <p>委員②の方が15時までということなんで、先で申し訳ないんですけど、今後これが順調に進んだら10月の次回の委員会があります。そちらを先に説明お願いします。</p>
上田(事務局)	順番を変えさせていただいて、順調にスケジュール通りこなしていくと、10月中旬頃にこのプレゼンテーションの会議、第2回を開かせていただきたいと思っておりまして、まず候補日として、10月17日(木)考えておりますが、委員の皆様、現状ご都合はいかがでしょうか。
委員長	応募者の数によっては、18日まで延びるかもしれないんですね。
上田(事務局)	また後ほど、実施要領をご覧いただく形になるんですけども、収集の方につきましては、プレゼンテーション1者30分なんですけども、施設の方につきましては、1者1時間を考えておりますので、おそらく仮に最低数の2者ずつとしましても、おそらく2日必要になってこようかと思いますので、出来ましたら17

	日、18日と2日予定を抑えさせていただけたらと考えております。
委員長	18日、出来れば昼まで。午前中ぐらいまでだったらありがたいんですけど。午後から出たりあるんですけど。2日間ということになるとちょっと。
副委員長	2者・2者、2者・2者だった場合に、こっちは1時間1時間、30分30分で、1日は難しいですかね。
上田(事務局)	なかなかの時間になろうかと。と言いますのも、昨年2者で、収集のみで15時まで。プレゼンテーションの後、最終評価がございますので、それが大体30分～40分ぐらい程度ですので、プレゼンだけではなく最終の評価となりますと、3本やるとなるとかなりの。
副委員長	先生のご都合だったら、そこまでこういって、評価だけ明くる日の朝にというような。
上田(事務局)	という形でも。事前にプレゼンテーションで各社に日程を通知しないといけないというところがありますので、その辺のスケジュールも決めさせていただけたらと思います。
委員長	17日のすべての、18日の午前中総合評価というふうな格好だと一番ありがたい。
上田(事務局)	そうですね。
副委員長	評価だけ計算をされますでしょ。だからば一つとしていて、そのヒアリングしてこうやってきて、後は評価はそれ終わってからにしていただいて、明くる日に出来るけどどうしますかというよ

	うなのだったら出来ますよね。
上田(事務局)	現状そうしましたら、17日1日と18日午前ということで。最低数の想定をしておりますけども、複数、数が増えますと合わなくなりますので、またその時は日程調整をさせていただきたいと思います。
委員長	一応そうしたら、17日(木)の終日と。
上田(事務局)	はい。午前10時からということで、またご案内をさせていただけたらと思います。後、今回、成立した場合の日程になります。もし仮に応募が1者しかございませんと、また改めて告示をさせていただいて実施という形になりますので、ずれ込んだ形で12月頃の実施になろうかと思います。またその際には、日程調整を改めてさせていただきたいと思いますので、予め宜しくお願ひいたします。 では、日程は10月17日、10月18日ということで予定を組ませていただきますので、宜しくお願ひいたします。
委員長	次に、リサイクル施設の運転維持管理事業と更新工事について説明してください。
三島(担当課)	それでは、リサイクル施設運転維持管理事業(2)の内容をご説明をいたします。 本事業の内容は、包括的な業務委託と更新工事であります、お手元に配布のとおり、業務委託に関する仕様は要求水準書(4E)更新工事に関する仕様は発注仕様書(4F)となっております。リサイクル施設につきましては、平成27年度から令和元年度までの5年間において本事業を履行中ですが、令和元年度末をもって期間が満了することから、新たに本事業を実施するものです。

まずは、リサイクル施設運転維持管理事業（2）業務委託要求水準書(4E)についてご説明します。要求水準書10ページの表4施設概要をご覧ください。

リサイクル施設は、平成14年3月に竣工し、現在17年が経過しています。計量機が最大秤量30tのロードセル式1基とデジタル台秤が1台ございます。資源化施設、リサイクル施設であります。びん缶処理施設系列が5時間で15.9tの処理能力を有しております。ペットボトル処理施設系列は5時間で1.3tの処理能力を有しております。プラスチックボトル処理施設系列は5時間で1.8tの処理能力を有しております。その他プラスチック製容器包装処理施設系列は5時間で8.8tの処理能力を有しております。小型複合処理施設系列は5時間で2.4tの処理能力を有しております。古紙・古布処理設備系列は5時間で9.8tの処理能力を有しておりますが、今回は対象外としております。受入供給成形品貯留設備系列が自動倉庫システムであり600棚ございます。

リサイクル施設は合わせて5時間で40tの処理能力を有しておりますが対象外の古紙・古布処理設備系列をのぞき30tの処理能力とさせていただきます。以上がリサイクル施設の現状でございます。

次に、業務委託の概要についてご説明します。2ページの2業務概要をご覧ください。

本業務は発注者がリサイクルプラザに資源ごみ等として搬入された一般廃棄物のうち、びん・缶、ペットボトル類、プラスチック製容器包装等を本施設で適正に選別処理・保管し、コンテナ等の運転操作により搬出を行うためのリサイクルプラント施設運転管理、維持管理等を含めた包括的な運営管理業務を受注者に委託するものです。

次に、2) 本業務の委託期間についてご説明します。

(1)の業務準備期間は、契約締結日から令和2年3月31日までで、既存受注者から円滑に業務を引継ぐ期間です。

(2)の乖離請求期間は、令和2年4月1日から令和2年9月30日

までで、受注者が本施設に係る要求水準書の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、費用負担等を発注者に請求できる期間です。

(3)の運営対象期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までで、受注者が本業務を行う期間です。

(4)の業務期間は、契約締結日から令和7年3月31日までです。

次に、3ページからは、4) 基本的な業務条件として、処理するごみの収集区分とごみ搬入量は、表6に記載しております。なお、ごみ搬入量は想定量のため変動する可能性があり参考として、表7に稼働実績を記載しております。

次に、4ページからは、5)委託対象機器・設備の業務内容として、それぞれの処理系統の対象機器等を記載しております。

次に、8ページからは、6)委託対象外の機器・設備等を記載しております。3. 施設の概要、施設の概要等を記載しております。

次に、13ページからは、4. 業務範囲になります。受注者の責任において、本施設の運転管理業務、維持管理業務等を適切に実施し、安全運転及び機能保全等を遂行することとしております。業務分担につきましては51ページの別紙③業務分担表を載せております。受注者の業務範囲としまして(2)リサイクル施設運転管理業務、施設及び設備の運転操作及び監視作業等の業務を記載しております。

次に、14ページ(3)計量業務、日常の計量業務等を記載しております。

次に、15ページ(4)維持管理業務、運転操作監視業務及び保守点検業務に伴う事務作業等を記載しております。(5)法定点検等業務、本施設のプラント設備を円滑に運営する為に最良の状態に保つよう適正な法令点検・定期点検、補修及び改良修繕を計画的に実施し、その際に、突発的な故障及び事故等に敏速に対応し、補修・修繕を行い、リサイクルプラザの運営に支障をきたさないよう「リサイクル施設各処理設備の法定点検等」を行うもので

す。業務の内容につきましては33ページ、別紙①に記載しております。また参考といたしまして、47ページに補修履歴等を記載しております。

次に16ページから(6)保守点検業務、施設及び設備・機器の保守点検について記載しております。

次に20ページから3)発注者の業務範囲を記載しております。

次に22ページから4)リスク分担、本業務における主なリスク分担について示しております。

次に23ページに費用負担、発注者が負担するものについて記載しております。

次に24ページに受注者が負担するものについて記載しております。

次に25ページに運営管理に関する要件等を記載しております。受注者は本業務の実施に当たっては善良な管理者の立場で、効率的な運営、施設及び設備の良好な維持管理に努めるものとしております。2)運営管理における遵守事項としまして(1)関係法等の遵守ということで関係法令を記載しております。

次に26ページ、3)運営管理業務のための人員等、受注者は運営管理業務を適正に履行するため、必要な有資格者及び人員を確保することと記載しております。③運営に係る組織として、技術管理者を統括責任者、リサイクル施設での実務経験が5年以上の者として配置し効率的で機能的な運転管理体制を構築することしております。

次に27ページ、運営管理業務の人員配置実績としまして、参考の配置人数を記載しております。その下の表ですが、表10 運転管理等必要資格(参考)運転管理に必要な資格等を記載しております。

次に28ページ、4)受注者の責務について記載しております。

次に29ページ、6)特定部品の使用といたしまして、受注者は、原則【別紙④】53ページに特定部品リストがございます。特定部品のリストに示す本施設のプラントメーカーの製品を使用す

ることとするが、同等規格、性能及び耐久性を有するものについては、発注者の承諾をもとに使用することが出来ると記載しております。

次に30ページ、9) 環境に係る各種基準等を記載しております。

次に32ページ、10) 運営期間終了時における本施設の要求水準書を記載しております。

以上で【資料4 E】の要求水準書につきまして説明を終わらせていただきます。

続きまして、更新工事の概要についてご説明いたします。【資料4 F】発注仕様書16ページ、第2章 工事仕様をご覧ください。更新工事については、老朽化が進む施設の安定稼働に向け、通常の定期設備等では実施することが困難である主要設備、機器の更新による性能維持上必要な工事を実施します。

次に、17ページをご覧ください。第1節 破袋集袋装置(びん・缶兼小型複合)更新です。更新年度につきましては、破袋集袋装置(びん・缶兼小型複合)のエプロン部分及びチェーン・ガイドレールは令和2年(2020)年度に、ソリッドプレートは令和6(2024)年度に更新工事を行うこととしております。

次に、18ページ、異物手選別コンベヤ、びん・缶兼小型複合、更新です。更新年度については、異物手選別コンベヤ、びん・缶兼小型複合、のコンベアベルトは令和6年(2024)年度に更新を行うこととしております。

次に、19ページ、スチール缶・アルミ缶選別装置更新です。更新年度につきましては、スチール缶・アルミ缶選別装置のアルミ選別機用シェル、ベルト、軸・シャフト及び軸受を令和6(2024)年度に更工事を行うこととしております。

次に、20ページ、びん色選別機更新です。更新年度といたしましては、びん色選別機のサイズ、大・小分けツインローラーは、令和4(2020)年度に更新工事を行うこととしております。

次に21ページ、圧縮機梱包機、緑・その他色ペットボトル更新

です。更新年度につきましては、圧縮機梱包機、緑・その他色ペットボトルの主押しシリンダは令和2(2020)年度に更新工事を行うものとします。

次に、22ページ、プラボトル圧縮梱包機更新です。更新年度につきましては、プラボトル圧縮梱包機の払出プッシャーライナー及び本体底板は、令和6(2024)年度に更新工事を行うものとしております。

次に、23ページ、破袋機、容器包装系プラのウォーキングビーム更新です。更新年度につきましては、破袋機(容器包装系プラ)のウォーキングビームは令和2(2020)年度に更新工事を行うこととしております。

次に、24ページ、破袋機、容器包装系プラのドラム等更新です。更新年度につきましては、破袋機、容器包装系プラのドラム及び軸受は、令和4(2020)年度に更新工事を行うこととしております。

次に、26ページ、自動倉庫型受入供給成形品貯留装置更新です。更新年度につきましては、自動倉庫のスタッカークレーン及び移動装置は令和2年(2020)年度から令和6(2024)年度にかけて更新工事を行うこととしております。

次に、28ページ、機器冷却水ポンプ更新です。更新年度につきましては、令和5年(2023)年度に更新工事を行うこととしております。

次に、29ページ、工水揚水ポンプ更新です。更新年度につきましては、工水揚水ポンプは令和5(2023)年度に更新工事を行うこととしております。

次に、30ページ、シーケンサ、PLC更新です。更新年度につきましては、表10 シーケンサの更新リストがございまして、そちらに載せております。

次に、39ページ、インバーターINV更新です。更新年度につきましては、40ページの表11 インバーターの更新リストに記載させていただいております。

	<p>次に、43ページ、無停電電源装置更新です。更新年度につきましては、無停電電源装置のバッテリーは、令和5(2023)年度に更か新工事を行うこととしております。</p> <p>次に、44ページ、計量棟パソコン更新です。更新年度につきましては、計量棟パソコンは、令和4(2022)年度に更新工事を行うこととしております。</p> <p>以上で【資料4 F】発注仕様の説明を終わらせていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、リサイクル施設の運転維持管理業務と更新工事の要水準書と発注仕様書の説明について、質問やご意見はありますか。</p>
副委員長	<p>更新の場合は、時期は大体いつ頃、一年ありますよね。いつ頃を意味しているんですか。前半部分でやってしまうんですか、後半部分でやっているんですか。</p>
三島(担当課)	<p>基本的には、ごみ量が冬場の方が少ないという関係もございまして、ごみの種類によっても違うんですが、冬場の方がごみ量が少ないというのがございまして、後半部分に出来るだけするようについてことで、契約した後にそういうことはお話ししております。</p>
副委員長	<p>そうですか。大体後半部分に更新することが。</p> <p>4 Eの方で、33ページから表が出てきて、この中で維持整備というのと点検というものの一覧表出てくるんですけども、これは、補修整備というのは、ここにきたら必ず補修をしていくという、そういう意味ですか。黒丸が付いている所は、補修整備ということで、補修をしていくというそんな意味ですか。補修というのは機械の一部を変えるという意味ですが、補修維持というの</p>

	は、ちゃんと動いていれば別にしなくていいという意味ではなくて、ちゃんと動いていても部品を変える、そんな意味ですか。
三島(担当課)	はい。
副委員長	ポンプとった油を交換するとか、何かそのような定期検針なんですかね。点検整備というのと補修整備というのは、中を変えていくことを含んでいると。
三島(担当課)	ほぼほぼ、補修整備につきましては、部品の交換等ございます。
副委員長	部品の交換を必ず伴うものという。
三島(担当課)	伴うのが多いです。ただ、一番上に書かしていただいている分銅の検査、これは補修整備と書かしていただいているんですけども、特定計量機の法定点検でございまして、ここにつきましては、部品の交換等はございません。
副委員長	この白丸の方は、点検して何もなければ何もしなくていいと、そういう意味にとればいいわけですか。
三島(担当課)	いえ、白丸につきましても、例えば一番上の白丸につきましては、ホッパ補修というのを書かしていただいてもらっているんですけども、ここは令和2年に必ずやるということになります。
副委員長	それは黒丸ではないですか。補修維持の方。
三島(担当課)	ここでは、ちょっと見えにくいんですが、補修整備に金額設定するにあたって金額をつんでいるのが黒丸でございます。そして、点検整備にお金を設定する時につんでいるのが白丸になると

	いうことになっております。
副委員長	分かりました。
三島(担当課)	すみません。間違えました。白丸については点検整備に含んでおりまして、5年の中である程度ここでやってねということで、白丸を付けさせていただいてもらっています。ただ、前後ずれる場合、状態が良い、状態が悪いということで、前後ずれる場合につきましては、それは可ということで考えております。
委員長	リサイクル施設の方の更新工事の【資料4F】なんですが、非常に細かいんですけど、21ページ第5節の所に圧縮機梱包機となっているが、これは業務委託、要求水準書の特定部品リスト【別紙④】53ページですかね、これを見ると、圧縮梱包機になっているので、圧縮梱包機が正しいんだろうとは思うんですけど。
三島(担当課)	すみません、後で訂正させていただこうと思ったのですが、ここは圧縮梱包機が正です。
委員長	で、いいですね。
三島(担当課)	はい、それでお願いいたします。
委員長	それで、そこの例えはシリンダを交換するということの更新機器になっているんですけども、特定部品リストによれば、これは特定部品じゃないんですね。圧縮梱包機は、ヒータとかロッカーローラ、ベアリングとか、このへんは特定部品になっているけども、これはないんですね。
三島(担当課)	はい。

委員長	全部まだチェック出来ていないんですけど、ほとんど各施設にある更新工事のやつは、特定部品には今回含まれてないんですか。破袋機とか、ペットボトルの圧縮梱包機とか、ぱっと見たところはなさそうな気はするんですが、特定部品は今回は入っていないと。いわゆる53、54ページに書いてある特定部品リストのところにはメーカー名が書いてあるので、特定部品があればそこに頼まざるを得ないんだけど、なければどこの事業者が受注しようが、例えば21ページの油圧式のΦ125×Φ90×st800mmだと、調達できるんですね。このニチロ工業とか油研工業とか、この辺に頼まないと出来ない、やらないと出来ないわけじゃなくて、汎用なんですね。今回やるやつは、汎用というか。
三島(担当課)	汎用というか、基本的には同等以上性能があるものについては、いいということで書かせていただいている。
委員長	いいんですよね。チェックしてないんですけど、特定部品ではないんですね。指定はされてないんですよね。ちょっと調べてはないんですけど、たくさんあるので。なさそうな気はするんだけど。
三島(担当課)	そこは確認していないんですが、基本的に特定部品でなくとも、同等品以上のものであればいいということなので。
委員長	たぶんないんでしょうね。
三島(担当課)	はい。
委員長	特定部品に指定されていたらちょっとややこしいかもしれない。リサイクルの特定部品が、けっこう多いので、これはなかなかややこしいですね。

三島(担当課)	基本的には、要求水準書にも同等品以上のものを使えばOKということで書かせていただいていますし、発注仕様書の方でも、当該部品の性能は原則として機器更新前と同等以上とすることで、特段、特定部品を使いなさいということは謳っていませんので。
委員長	そうですね。
三島(担当課)	はい。
委員長	同じく、発注仕様書の方の30ページですかね。シーケンサの12節にあるのは、過去、設置メーカーJ F E エンジニアリングが大半で、更新リストはこう書いてあって、ここで設置メーカーしかできないわけではないのか。更新工事が設置メーカーにやっているからこれはここに頼むよ、それ以外はどつか応募してくださいという格好になるんですか。
三島(担当課)	シーケンサにつきましても、基本的にはどこの業者でもできるものと考えております。
委員長	他のメーカーにしたら、シーケンサについてはこの年度中に頼みなさいという格好になるんですか。12節だけなぜ設置メーカーが書かれているのか。
三島(担当課)	シーケンサの工事につきましては、部品を、例えば31ページのびん色選別機のシーケンサですが、この更新機器No. 1から6までの分にも、購入してこれを更新するにあたっては、中の元々設置されているシーケンサのデータを抜き取って、また設置してそこに入れるっていう形になると思います。 その作業の中で重要なのは点検、実際にちゃんと動くのかっていうことを点検する業務が重要となるので、基本的にはどこの業者でもできるのかなと考えております。

副委員長	<p>30ページのところ、今言われたように J F E エンジニアリングって、設置メーカー書いていますよね。</p> <p>38ページの所にスタッカークレーン地上制御盤シーケンサとかこういうなんがきたら、設置メーカーじゃなしにこういうような部品の名前が書いてあってね、何かなあと。こっちはこういうふうな書き方になるのですかね。他の所には設置メーカーは書いてなくてここだけはJFEのこれを使えというように。</p>
山下(担当課)	<p>J F E エンジニアリングの製品しかあかんというのであれば、ここ残しておくんですが、他のでもいけるということでしたら、確認しまして、精査させていただきます。</p>
副委員長	<p>バグフィルタでも、独特の形でここしかないということないですけど、同等品であれば。 J F E エンジニアリングだったらなんとかいうようなのがあって、それと同等品とか、そんな書き方なんだなというような気がするんですけど。</p>
山下(担当課)	<p>そうですね、すみません。</p>
副委員長	<p>何かちょっとね、ここ一箇所だけね。</p>
山下(担当課)	<p>そうですね。ご指摘のとおり、インバーターの方とか特に書いておりませんで、ここのシーケンサだけ設置メーカーとか記載されていますので、違和感は感じますよね。</p>
副委員長	<p>どこもかも設置メーカーがあると思うのでね。</p>
山下(担当課)	<p>はい。このメーカーの部品じゃないと駄目ですよということでしたら残すんですが、それでなければ取りたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>

委員長	それでしたら、はい。
副委員長	4 E の54ページ、一番上の数量から続いているところ、後ろから納期になるんですか。
三島(担当課)	はい。
副委員長	53ページは納期、54ページの方、数量になっているので納期に訂正してください。
三島(担当課)	はい、申し訳ないです。訂正させていただきます。
委員長	二人で申し訳ないんですけど、ちょうど15時過ぎになるので委員②の方が退席になります。5分か10分足らず休憩ということでよろしいでしょうか。予定より時間がかかるて申し訳ないです。
北倉(事務局)	それでは、10分休憩させていただきたいと思いますので宜しくお願いします。
【休憩中】	
浦邊委員長	それでは、次の案件に移ります。 案件④の入札実施方針(案)及び共同企業体取扱要領(案)について、事務局より説明をお願いします。
北倉(事務局)	はじめに、一般ごみ等収集業務についてご説明いたします。 【資料5】総合評価一般競争入札実施方針(案)をご覧ください。 今回は、(7)及び(8)の契約期間満了に伴う入札会の実施であることから前回と同様の基準で実施したいと考えておりますので、上限2契約までの方針により、1者が対象外となります。

	<p>併せて【資料6 A B】門真市一般ごみ等収集業務委託共同企業体取扱要領(案)をご覧ください。</p> <p>共同企業体につきましても前回と同様に、過去5年間に本市の一般ごみ等収集業務委託の受託実績を有する者又は門真市一般廃棄物・ごみ収集運搬業許可業者であることを構成要件にしてはどうかと考えております。</p> <p>このことから、共同企業体を構成することができる企業は受託実績を有する10者と、一般廃棄物収集運搬許可業者の7者の合計17者となります。</p> <p>次に、施設運転維持管理事業についてご説明いたします。</p> <p>【資料6 C D E F】門真市清掃施設及びリサイクル施設運転維持管理事業共同企業体取扱要領(案)をご覧ください。</p> <p>共同企業体を構成することができる条件としまして、営業年数が2年以上で、資格者と技術者を専任で配置できることや、株式会社であることを条件としております。説明は以上でござります。</p>
委員長	それでは、今の入札実施方針(案)・共同企業体取扱要領(案)の説明について、質問やご意見はありますか。
委員長	収集の方の【資料5】一番下の表に太枠(3)～(13)があるのは何か意味があるのですか。
上田(事務局)	今回、応募資格が平成26年4月1日から実績のある者というのが、この(3)以降の業者に資格があるということです。
委員長	平成26年度からということ。参加資格があるのは11者のうち双葉さんは2業務やっているので資格がないので、10者と、この7者、17者が対象になるということ、なるほど分かりました。
	共同企業体というのは、現在はないのですよね。けど、今回分からないので、共同企業体の実施要領を作ったんですよね。

	門真市の清掃とリサイクルの方の共同企業体ですが、前回メーカーと管理会社とが共同企業体出してきたんでしたかね。
上田(事務局)	はい。 そうですね。 共同企業体で。
委員長	これも前回と変えてないというかこれと同じなんですか。 どこか変えたとかあるんですか。
上田(事務局)	これに関しては前回同様で、変更点はないです。 一点付け加えましたのが、第5条の(3)ですね。 統括責任者は代表企業が配置すること。 という文言を入れさせていただいております。
委員長	分かりました。 特に問題ないかと思います。
副委員長	令和2年4月1日時点で、同業務の契約件数が2件ある事業者はとなってくると、双葉化学商会は対象外になってくるわけですね。 この中に入っているけど。
委員長	はい。 11件のうち10者が対象だと。 収集の方は17者が応募資格があるので、たぶん1者しか来ないということはないと思うが、問題はリサイクルと焼却の清掃施設ですね。 もし、1者しかない場合は再入札というような格好ということですけど、例えば、リサイクルが1者しかない場合は、それだけが再入札ですね。
上田(事務局)	はい。
委員長	収集とかあれば、やらないですね。

上田(事務局)	はい。その場合は成立したものを10月17日に審査会を実施します。
委員長	もし、1者しかなかった場合は、再入札で今度は12月ぐらいにもう一度あるかもしれないということですね。
上田(事務局)	はい。改めて公募をし直しをして、再度お願いしたいと思っております。
委員長	ちょっと来年以降のことを言って申し訳ないんですけど、来年、収集の方を見る限りは、たぶん来年はないんですね。
西口(担当課)	今のところ予定はないです。
委員長	それでは、次の案件に移ります。 案件⑤の入札実施要領(案)について、事務局より説明をお願いします。
北倉(事務局)	<p>はじめに、一般ごみ等収集業務についてご説明いたします。</p> <p>【資料7AB】一般ごみ等収集業務委託(14)(15)総合評価一般競争入札実施要領(案)をご覧ください。</p> <p>基本的には、前回から大きく変更をしておりませんので、重要な部分をご説明してまいります。</p> <p>まず表紙をご覧ください。今回はスケジュールに記載のように、9月下旬に入札と10月中旬にプレゼンテーションを行い、11月中旬には結果通知を予定しております。</p> <p>次に9ページをご覧ください。委員の皆様には8総合評価による選定方法に記載の手順で、審査と評価をしていただき、入札結果と併せて、落札候補者を決定していただきます。</p> <p>次に、施設運転維持管理事業についてご説明いたします。</p> <p>【資料7CD】清掃施設運転維持管理事業(2)総合評価一般競争入</p>

	<p>札実施要領(案)と【資料7 E F】リサイクル施設運転維持管理事業(2)総合評価一般競争入札実施要領(案)をご覧ください。</p> <p>施設運転維持管理事業につきましても、基本的には同じスケジュールで予定しておりますが、入札参加資格確認申請期間のはじめに現地見学及び参考資料の閲覧期間を設けております。</p> <p>また、当初のスケジュールで落札候補者の選定ができなかった場合は、10月下旬に入札と11月中旬にプレゼンテーションを行い、11月下旬の結果通知を予定しております。</p>
上田(事務局)	<p>付け加えで2点ほど説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。</p> <p>昨年まで、プレゼンテーションの際に資料を何も用意していたくことなく口頭での質疑応答を行っておりましたけれども、今回、提案書の提出を求めまして、提案書に基づくプレゼンテーションを実施したいと考えております。内容につきましては、評価基準のところで改めてご説明させていただけたらと思っております。</p> <p>続きまして、10ページをご覧ください。昨年もこの選定員会の中で議論しましたけれども、昨年の入札際、途中で辞退というのがございました。ですので、辞退の規定につきまして改めて今回明記をさせていただいたのが、11.入札の辞退でございます。今回、この項目につきましては、入札後何らかの事情で辞退があつた際に辞退届を受理しまして、辞退による不利益な取り扱いがないということを明記させていただいた部分になります。</p> <p>以上、事務局からの説明とさせていただきます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。この実施要領の方は非常に事務的な話なので、委員会の方に関連するところといったら、総合評価の配点のところで、これは後でやります。</p> <p>この実施要領について何かご注意いただくことはございますか。</p>

【意見集約】

それでは、案件⑥の評価基準(案)について、事務局より説明をお願いします。

北倉(事務局)

はじめに、一般ごみ等収集業務についてご説明いたします。

【資料 8 A B】一般ごみ等収集業務委託⑯⑰総合評価基準(案)をご覧ください。

ここでは、変更した部分を中心にご説明してまいります。

上段、①企業、共同企業体の場合は代表企業の総合力、社会的価値評価及び現場代理人の実務経験の欄をご覧ください。

項目につきましては、前回と同様としています。

次に中段、「②提案の内容」の欄をご覧ください。

下段、「③提案の内容」の欄をご覧ください。

こちらの項目につきましても、前回から変更はしておりません。実際のプレゼン会場で質問していただく内容につきましては事務局で精微したのを複数ご用意させていただきます。

上田(事務局)

すみません。訂正します。まず、①企業、共同企業体の場合は代表企業の総合力なんですけれども、前回から一部変更しております。前回は、資本金であったり、従業員数、パッカー車の所有台数等、細かな項目があったのですけれども、今回精査をして、3項目に集約をしております。提案の内容につきましては、先程追加でご説明させていただきましたけれども、今まででは口頭で質問をして、それに対して答えていただくという方式をとっておりましたけれども、今回は事前に提案書という形で提案内容を記載いただき、その提案書に基づきまして質疑応答を行うと、そういう形で実施を考えております。質問の内容につきましては、昨年と同様の4項目で考えております。

配点につきましても、今回、企業の総合力については20点満点、価格点については40点満点、提案の内容については40点満点

	の計100点満点を案としておしめしをさせていただいております。以上でございます。
委員長	ありがとうございました。 まず、収集の方で一度議論していきたいと思います。 ①企業の総合力については、事務局の方で機械的に配点いただくという格好ですね。
上田(事務局)	はい。①、②については事務局の方で行います。
委員長	②は入札開催して、③はこの委員会で提案書の内容を見ながらプレゼンテーションを聞きながら、少し採点いただくということで。内容については、ほとんど変わってないということなんで、どうでしたかね。たぶん複数来ると思いますけど(14)(15)で(14)を先にするんですね。
上田(事務局)	はい。
委員長	(14)が3台で額が大きいので先にやって、もし、ちょっとややこしいんですけど、先ほどの表を見ていただいて現在も1者、令和2年3月以降までもやっていたら、その時点で採用された所は、次の(15)はいけないということになるし、初めての所だと、1業務もやっていない所ですと次もなるということで、それぞれの提案をいただいたのを聞いてという格好になるわけですね。 特にこちらの収集の方でご注意いただくことはございますか。
北倉(事務局)	点数につきまして、不足説明なんですけども、前回200点満点とさせていただいていたんですけども、今回は100点満点ということで分かり易さを重視しまして100点満点にさせていただいております。書類審査点で50点を20点に、価格点で70点を40点にということで、価格点の割合の方が前回よりも高い割合にさせてい

	ただいております。なかなか書類審査の方では審査判断基準がなく、甲乙つけがたいというところもありますので、若干価格点の割合を高くさせていただいております。
委員②	価格点の割合が高くなっているということなんすけども、プレゼンテーションで提案してきていると思うんですけど、その時に質問をさせていただこうと思うんですけど、入札価格に対する質問とか、その辺をさせていただくことは可能なんですか。
委員長	我々は、評価するまでは価格知らないので、分からないので。
上田(事務局)	プレゼンテーションの時に相手の企業名を伏せた形で行いますので、この提案内容の段階で価格点とリンクする情報というのは委員会の方にはお出ししていない状況になります。
委員②	あくまでも事務局は知っていますけど、選定委員会の方では分からないということですね。
上田(事務局)	はい。そうです。
委員長	例えば、提案内容の評価のEがついたら失格ということでしたかね。
上田(事務局)	いいえ。過去からも特に0点だからという足切り点の設定というのを設けていません。
委員長	ないんですね。
上田(事務局)	はい。
委員長	次に【8CD】清掃とリサイクルと、別々にした方がいいの

	か、どうですか、一緒でもいいんですか。
上田(事務局)	基本的に内容として、ベースの考え方は同じ評価基準にしております。
委員長	そうしましたら一緒にご説明いただいて、特色があるところはご議論いただきたいと思いますので宜しくおねがいします。
北倉(事務局)	<p>【資料8 C D】清掃施設運転維持管理事業(2)総合評価基準(案)と【資料8 E F】リサイクル施設運転維持管理事業(2)総合評価基準(案)をご覧ください。</p> <p>評価項目につきましては、1から新たに作成したものです。</p> <p>配点に関しましては、ごみ収集と同様に書類審査点20点、プレゼン評価点40点、価格点40点の合計100満点としております。</p> <p>簡単ではございますが、説明は以上です。</p>
委員長	【資料8 C D】というのは、一番上のところに全連続燃焼式焼却炉で、一日100tというのと粗大ごみと、これは合わせた件数ということになるわけですね。
上田(事務局)	ということで、はい。考え方として今おしめしをさせていただいたんですけど、元々は分かれて評価項目としておいていたんですけども。
委員長	施工実績10億とか、年間ですか。
上田(事務局)	平成21年4月1日からの実績になります。
委員長	21年から10年間。
上田(事務局)	はい。

委員長	経審点は、平成30年の実績になるのか。
上田(事務局)	今回、提出資料でこの通知書の提出を求めるので、その点数からいこうかと思っております。
委員長	今はとにかく、昔は経審点1,300点といったらほとんどなかつたんが、今は1,300点というたら、ほとんどではないかな。
上田(事務局)	そうですね。かなりの割合で1,000点を越えていらっしゃる所があります。
委員長	そうですよね。だから、もしこっちを応募されたら、みんな①は、ほとんどA評価になるんだろうなあ。清掃の方はですね。粗大ごみしかやっていないとか、焼却もたぶんやっているから。 枚数制限というのはあったんですかね。
上田(事務局)	それぞれの提案項目に対して、A4・1枚で提案するという形です。
委員長	清掃もリサイクルも1枚ですか。
上田(事務局)	そうです。それプラス根拠資料ですね。それを別添で資料をつけることは可能というふうにしております。
委員長	予定価格が資料として添付してあるんですけど、焼却は2年やから、それほど合計は大きくないんかな。一番多いのはやっぱりリサイクルの5年のやつですか。全部4つ見てないんですけど。
上田(事務局)	資料7の1枚目をご覧いただきますと、ほぼほぼ同じ金額で

	す。
委員③	提案書の(様式4-1)～(様式4-4)までと、提案内容に書いてある評価事項のタイトルが違うんですけども、これはどっちかに合わされますよね。
上田(事務局)	はい。すみません。実施要領に合わせていきます。
委員③	実施要領の方に合わせいく。
上田(事務局)	ですので、今提案書と実施要領がリンクしていると思いますので、評価基準の方を合わせていく形になります。
委員③	評価基準をこっちに変えていく。
上田(事務局)	はい。
委員③	それと評価の点数の付け方なんですけど、提案内容のところで、運転維持管理の方は二つとも2点から10点までになっていて、収集業務の方が0点の配点もあるんですけど、これは何か理由があるのですか。
上田(事務局)	すみません。0-3にするところを、4-2でそのまま2点引き算をしていきましたので、0-3にしたいと思いますけれども、この配点につきましても、この場でご議論いただいて結論を出していただけたらと思います。
委員③	一つ思ったのが、収集業務の方の0点と3点の違いがあまり分からぬなど。どちらも内容が不十分だということには変わりないとは思うんですけども、0と3の差があんまり付けにくいんじゃないのかなと思いますので、0よりは配点がたとえ1点でもあ

	る方がいいんじや。内容が全然関係ないことはご提案されないと 思いますので、1点以上配点がある方がいいんじゃないのかなと は思いますけども、いかがでしょうか。
	【意見集約】
上田(事務局)	点数の方については、収集の方については直すということにし たいと思います。
副委員長	収集の方がですね、上から2番目のところで、リスク管理と安 全衛生に関すると書いていますよね。こちらの方の維持管理のと ころも、それが入った方がいいことないんですか。安全衛生、リ スクだけと違ってですね、安全衛生と、そういう労働管理的な事 が入った方がいいような気がします。
委員長	清掃もリサイクルも。
副委員長	はい。リスク管理は勿論あるとしても安全衛生というところ、 どちらも関係していますしょ。ですから、両方ともそういう提 案をしていただいた方が。
委員長	中身も少し収集と同じような。
副委員長	そうですね。評価として中身が変わりますけど。
委員長	これは先ほどご指摘あったような中に、実施要領の中にあるん ですかね。
副委員長	実施要領と合わさんとあかんわけですね。
上田(事務局)	8ページですね。8ページでは安全衛生入れていません。

副委員長	入れていませんか。実施要領には入っているんですね。
上田(事務局)	そうですね。ですので、実施要領に合わせていく感じに。
副委員長	実施要領と合わせてしていただければと思います。
委員長	<p>収集の方は、従って0～10の、A B C D Eの配点を直す。中身は、これまでどおり。</p> <p>清掃とリサイクルについては、実施要領の提案内容に基づいてリスク管理を労働衛生に関するところを入れるということで、今のところ修正がありました。何かその他ありますでしょうか。</p>
副委員長	収集運搬のところで、障がい者の雇用有り無しというのは、もう率は関係無かったですかね。1人でも居たら、もうそれでいいてしまうんですか。
委員長	そうですよね。有り無しから。
上田(事務局)	前回数字で2%という表記にしていたんですけど、2%は義務づけされている企業は、逆にいうと義務づけで必ずおかないといけない。ですので、収集の方につきましては、個人企業もある可能性がありましたので、義務づけがされていないケースも考えられるということで有無という形で残したのというのが経過でございます。
副委員長	門真市の人の採用と、障がい者の採用とどちらが重要ですか。
上田(事務局)	昨年も、市内雇用で割合という形で評価項目に残していたんですけども、実はその確認方法が見当たらない。全員市内の者、住民票を付けさせるというのも困難ですので、昨年は出された数

	字をそのまま評価に落とし込んだというところで、一部疑義があったというところもありまして、今回この案の中からは外させていただいたところなんんですけども。
委員長	今まで、収集の方はずっと業務をやってきて、今度は(14) (15)までできているんですけど、とにかく今まで受託した業務の中でクレームがあったというのではないんですよね。特にここの業者はちょっとよくないとか、入札、今度は失格させるというか、不祥事とか、今までこのやり方をして、収集業務を怠っているとか、市民からの苦情があるとか、そういうのはないんですよね。
西口 (担当課)	特に業務に関してはないです。
委員長	ないんですよね。こういうやり方をして、評判がいいとまではいかんけど、苦情がないということはよくやっていたいしていることだと思っていいんですよね。そういう意味では、なかなか良かったという感じになるんじやないですかね。 ちなみに、直営部分が 1 台、その直営が減った車両というの は、どうするんですか。
西口 (担当課)	車両は廃車という形です。
委員長	廃車する。それをここに売りつけるというわけじゃない。
西口 (担当課)	ないです。
委員長	定年等で辞められたとしたら、その人をうちは積極的に採用しますとか、そういう業者もおられるかも知れないですね。
西口 (担当課)	定年といいますか、臨時職とかで来ている方をあえて採用している業者もあります。

委員長	<p>そうですか。分かりました。</p> <p>ありがとうございます。委員から出た修正点等は、事務局で取りまとめてください。</p> <p>最後に、案件7のその他について、事務局より説明をお願いします。</p>
北倉(事務局)	
北倉(事務局)	<p>本日は、さまざまご意見・ご指摘を頂戴し、ありがとうございます。本日、明らかになりました修正点につきましては、事務局で文言修正等行わせていただきますが、日程的な問題もありますので、最終確認と最終決定につきましては、委員長に一任としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(「異議なし」との声あり)
北倉(事務局)	<p>ありがとうございます。</p> <p>また、次回の日程調整につきましては、10月17日の木曜日及び入札参加者の人数にもよりますが、翌日18日の金曜日を予定しております。委員の皆様にはスケジュールの調整をお願いさせていただきたいと考えています。</p> <p>丸1日かかると思いますので、ご協力の程、宜しくお願ひいたします。</p>
委員長	それでは、令和元年度第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会を閉会します。お疲れ様でした。